



総務省

特集

知っておきたい

信書のルール

MIC FOCUS

平成26年度

「電波の日・
情報通信月間」

表彰・イベントが行われました

地方のかがやき

伝統の里に息づくチャレンジスピリッツ

か づ の し
秋田県鹿角市

総務省の今。

本誌では、総務省が発表した調査結果に関するさまざまなデータや最新のトピックスなどを紹介していきます。

恩給支給

これまで通りです。

担当部署名・恩給裁定者が変わっても、ご安心ください。

- 受給者の皆様に支給される恩給の内容や支給日には変更がありません。
- 皆様がお持ちの恩給証書や支払通知書は、引き続き有効です。
- 皆様から手続をとっていただく必要はありません。

ご相談

これまで通りです。

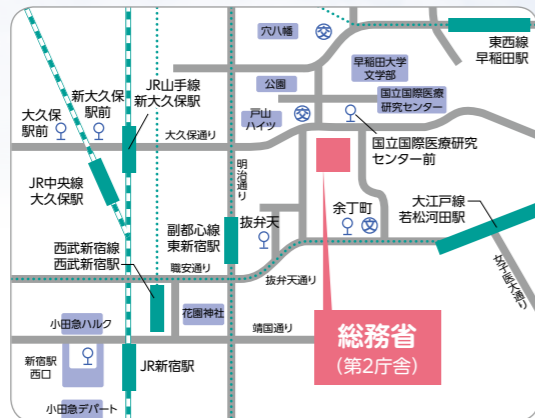
手続などに関するご相談もこれまで通り恩給相談室へ。

恩給についてのご相談、お問い合わせは、恩給相談室へ。

☎ 03-5273-1400

- ◆ 恩給証書の記号番号が必要です。
- ◆ 電話の受付は月曜日から金曜日(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。
(注)年4回の恩給支払日及び休日明けの午前中、特に午前9時から午前10時の間は、ご相談が集中するため、電話がつながりにくくなっています。(午後2時以降は比較的すいています。)
- ◆ ご相談は、電子メールでも受け付けています。
ご相談には、恩給証書の記号番号、受給者氏名、電話番号及び相談者氏名をご記入ください。
[相談メールアドレス] onkyusoudan@soumu.go.jp

平成26年6月2日より
ご相談受付場所は
右記の場所へ
統合しました。



交通アクセス

- 地下鉄
大江戸線「若松河田」駅下車 徒歩約5分
東西線「早稲田」駅下車 徒歩約15分
副都心線「東新宿」駅下車 徒歩約10分
- 都営バス
[新大久保駅・大久保駅から]
◆ 新橋駅・都営飯田橋駅前行(約10分)、
国立国際医療研究センター前下車
(新宿駅西口から)
◆ 東京女子医大前行「国立国際医療研究センター」経由(約20分)、
国立国際医療研究センター前下車
◆ 東京女子医大前行「抜弁天」経由(約15分)、
抜弁天又は余丁町下車、徒歩約5分

「総務省政策統括官(恩給担当)」に名称が変わりました。また、恩給の裁定者も、これまでの「総務省人事・恩給局長」から「総務大臣」に変わりましたのでお知らせいたします。

恩給行政の組織名称変更等のお知らせについて

総務省から大切なお知らせ

平成26年5月30日の内閣人事局の設置に伴い、これまで恩給関係事務を担当していた「総務省人事・恩給局」は、「総務省政策統括官(恩給担当)」に名称が変わりました。また、恩給の裁定者も、これまでの「総務省人事・恩給局長」から「総務大臣」に変わりましたのでお知らせいたします。

くらしの中に
総務省

7
月号

2014 July Vol.163



2 総務省から大切なお知らせ

恩給行政の組織名称変更等のお知らせについて

4

● 知っておきたい

信書のルール

10

MIC FOCUS

平成26年度
「電波の日・
情報通信月間」
表彰・イベントが行われました

14

MIC NEWS 01

平成27年、5年に一度の国勢調査が実施されます。
国勢調査員になりませんか

16

MIC NEWS 02

アプリDe統計の提供開始!

18

MIC NEWS 03

平成26年度
行政評価等プログラムを
決定しました!

20

地方のかがやき

伝統の里に息づくチャレンジスピリッツ
秋田県 鹿角市



それでは具体的に

「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」とはどのようなものかを、ご紹介しましょう。

信書にあたるもの

書状

手紙、はがきなど



請求書の類

納品書、領収書、見積書、願書、申込書、依頼書、契約書など



許可書の類

免許書、認定書、表彰状など



会議招集通知の類

結婚式等の招待状、業務を報告する文書



証明書の類

印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写しなど



ダイレクトメール

● 文書自体に受取人が記載されている文書
● 商品の購入等の利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されているもの



信書にあたらないもの

書籍の類

新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスターなど



カタログ

通信販売のカタログなど



小切手の類

手形、株券など



プリペイドカードの類

商品券、図書券など



乗車券の類

航空券、定期券、入場券



クレジットカードの類

キャッシュカード、ローンカード



会員カードの類

入会証、ポイントカード、マイレージカード



ダイレクトメール

● 街頭配布や新聞折り込みを前提としたチラシ
● 店頭配布を前提としたパンフレットやリーフレットなど



この他に

説明書の類(市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書)、求人票、配送伝票、名刺、パスポート、振込用紙、出勤簿、ナンバープレート

特集

知っておきたい 信書のルール



「信書」の基本的な考え方

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律(信書便法)に定義されています。

「特定の受取人」とは

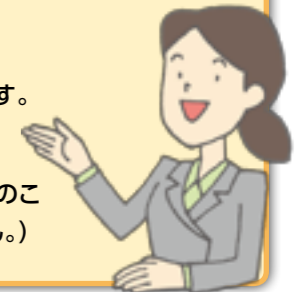
差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことです。

「意思を表示し、又は事実を通知する」とは

差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えることです。

「文書」とは

文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことです。(CD、DVD、USBメモリといった電磁的記録物を送付しても信書の送達にはあたりません。)



そもそも「信書」の概念はなぜ存在するのでしょうか。

1. 基本的通信手段の保護

信書の送達は、国民の基本的通信手段であり、その役務を全国あまねく公平に提供する必要があることから、郵便法及び信書便法において保護されているものです。

2. 憲法上保障された権利

● 憲法では、表現の自由の確保及びプライバシー保護の観点から、基本的人権として「検閲の禁止」と併せて「通信の秘密」の保護が明記されています。

【憲法21条2項】 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

● 憲法上の要請を受け、郵便法及び信書便法においても、「検閲の禁止」と併せて「信書の秘密」の保護が規定されているものです。

【検閲の禁止】 郵便物/信書便物の検閲は、これをしてはならない(郵便法7条、信書便法4条)

【秘密の保護】 取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない(郵便法8条1項、信書便法5条1項)

・郵便/信書便の業務に従事する者は、在職中、郵便物/信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。(郵便法8条2項、信書便法5条2項)

特集 知っておきたい 信書のルール

信書について

信書Q&A

信書の送達

Q9 どのような文書が 添え状・送り状にあたりますか？

A 貨物の送付と密接に関連し、その貨物を送付するために従として添付される無封の添え状^{*}・送り状は信書に該当しますが、貨物に添えて送付することができます(郵便法第4条第3項)。



^{*}添え状とは:送付される貨物の目録や性質、使用方法等を説明する文書および当該貨物の送付と密接に関連した以下に掲げる簡単な通信文が該当します。

- ◆貨物の処理に関する簡単な通信文
- ◆貨物の送付目的を示す簡単な通信文
- ◆貨物の授与または代金に関する簡単な通信文
- ◆貨物の送付に関して添えられる挨拶のための簡単な通信文
- ◆その他貨物に従として添えられるような簡単な通信文であって、上記に掲げる事項に類する簡単な通信文

Q10 添え状・送り状の「無封」とは どのような状態のことですか？

A 「無封」とは、(1)封筒等に納めていない状態、(2)封筒等に納めて納入口を閉じていない状態のことをいいます。また、封筒等に納めて納入口を閉じている場合であっても、(3)当該封筒等が透明であり容易に内容物を透視することができる状態、(4)当該封筒等の納入口付近に「開閉自由」等の表示^(*)をするなど運送業者等が内容物の確認のために任意に開閉しても差し支えないものであることが一見して判別できるようにしてある状態も「無封」に含まれます。

^{*}表示の例

- 「開閉自由」
- 「添え状・送り状につき開封可」
- 「添え状 ^{*}本状は、郵便法により(内容を確認するため)開封する場合がございますので、予めご了承ください。」(百貨店等でお客様がご持ちになった封をした添え状を贈答品に添付して送付する場合の表示例)

Q6 特定の方ではなく、広く一般向けに作ったお知らせ文書は 信書になりますか？

A 店内で不特定の方に配布中のお知らせを顧客に送付する場合など、特定の方ではなく、広く一般に向けて事実を通知する文書は信書に該当しません。一方、会員限定のセール案内を会員に送付する場合などは、信書に該当します。



Q7 自己の証明書のコピーを 家族に送ることは 信書の送達になりますか？

A 証明書や許可書は、発行元からその証明や許可を受ける者へ送付する場合は信書に該当しますが、その証明書等を受領した者が、他所に原本やコピーを送付する場合は、信書に該当しません。



Q8 履歴書は 信書ですか？

A 履歴書は一般的に、応募する会社等に対し、自らの経歴や資格等の情報を通知する文書であり、特定の受取人に事実を通知する文書となるため、信書に該当します。一方、会社等による選考後、当該履歴書を応募者に返送する場合は、会社からの情報を通知する文書ではないため、信書には該当しません。

^{*}ただし、合否の通知とともに送付する場合は、合否の通知自体が信書となります。



Q3 個人情報が含まれる文書は すべて信書にあたりますか？

A 信書に該当するか否かは、個人情報を含むか否かによってではなく、その文書の内容が、特定の受取人に対して、差出人の意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。



Q4 封筒に「親展」とあつたら すべて「信書」にあたりますか？

A 封筒に「親展」と記載があっても、必ずしも信書に該当するとは限りません。信書に該当するか否かは、その封筒に収められた文書の内容が、特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。



Q5 電磁的記録物は なぜ信書ではないのですか？

A 情報をCD、DVD、USBメモリなどに電子データとして記録したものである、いわゆる電磁的記録物は、その物を人が見るだけでは情報の内容がわからないことから「文書」とはならないため、信書に該当しません。

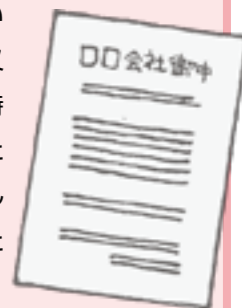


教えて Q&A

これって信書？

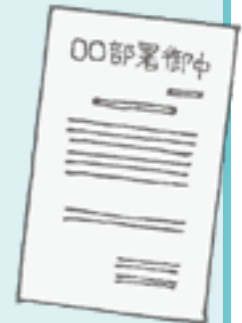
Q1 法人あての文書は 信書にあたりますか？

A 受取人は個人か法人かを問いません。差出人がその意思の表示又は事実の通知を受けるものとして特に定めてあれば、「〇〇会社 御中」と記載された場合、「〇〇会社」に対しての意思の表示又は事実の通知となるため、信書に該当します。



Q2 会社内での 他部署あての文書も 信書にあたりますか？

A 会社内のある部署から別の部署にあてた場合でも、差し出す部署からの意思を表示し、又は事実を通知する文書であれば、信書に該当しますので、遠隔地に所在する別の部署への送付を外注する場合は、郵便又は信書便を利用する必要があります。



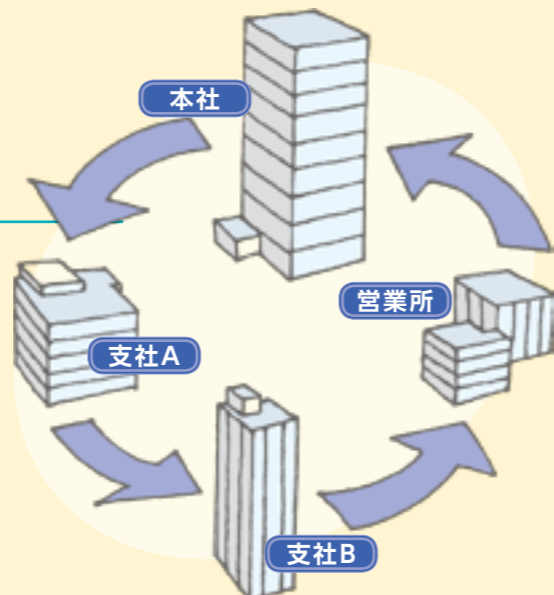
特集 知っておきたい 信書のルール

特定信書便にはこんなサービスが!

平成15年4月に信書便法が施行されて以来、高度化・多様化する信書便のニーズに応えるために、創意工夫を凝らした特定のサービスを提供する事業が増えてきています。

会社や自治体、その関係先での文書のやりとりに!

一定のルートを巡回して、各地の施設で信書便物を引き受け、配達してくれるサービスです。たとえば企業において本社と支社、営業所の間を結んだり、自治体において本庁、出張所、学校、図書館などを結んだりして利用されています。



個人から個人へメッセージカードを送りたい時に!

各種のお祝いやお悔みなどのメッセージ、インターネット、電話、FAXなどで受け付け、配達先に近い地域でメッセージカードを印刷し、そのメッセージカードを、装飾が施された台紙やぬいぐるみ、フラワーアレンジメント等の品物とともに配達する電報類似サービスがあります。



詳しくは総務省ホームページをご覧ください!

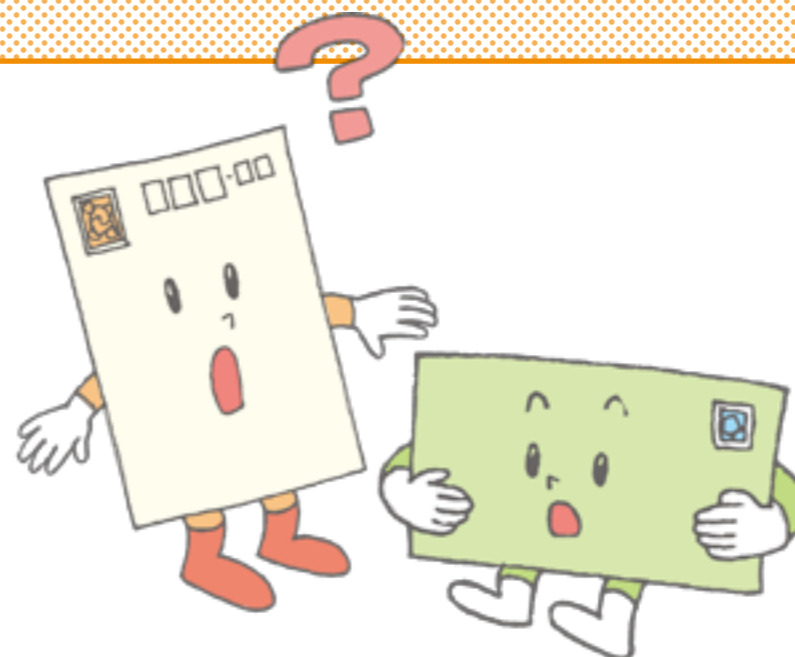
これは信書にあたるのか? この事業者は特定信書便事業者にあたるのか? 少しでも信書について迷ったら、詳しい情報を下記ホームページにて確認しましょう。

http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html

また、平成26年度より、総務省動画チャンネルにおいて、信書制度の解説動画「知っておきたい信書のルール ~動画で解説する信書の定義~」の配信を開始しています。

<http://www.youtube.com/watch?v=ek-gJ-mpWgE>

MORE INFO



信書は どのサービスで 送れるの?

信書を送ることができるのは日本郵便株式会社と信書便事業者だけです。平成15年4月から、民間事業者も総務大臣の許可を得ていれば、信書の送達が行えるようになりました。

1 郵便

郵便法等の規定に基づき、日本郵便株式会社により全国あまねく公平に提供される信書をはじめとする小型物品の送達サービスです。

2 一般信書便役務

長さ40cm、幅30cmおよび厚さ3cm以下であり、重量が250g以下の信書便物を全国均一料金で、全国において引き受け、原則3日以内に送達するサービスです(現在までのところ、このサービスを提供する信書便事業者の参入はありません)。

3 特定信書便役務

特定の需要に応えるため、以下のいずれかに該当するもののみを提供するサービスです(このサービスを提供する信書郵便事業者の参入は、平成26年3月末現在412者です)。

大型信書便サービス



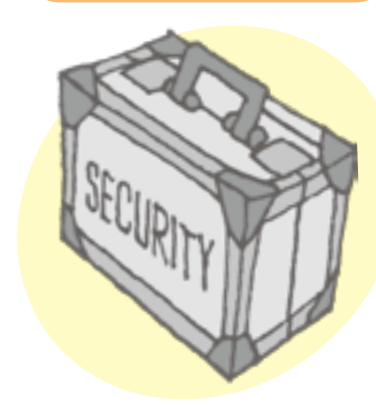
長さ、幅および厚さの合計が90cmを超え、または重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス

急送サービス



信書便物が差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス

高付加価値サービス



その料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するサービス

平成26年度「電波の日・情報通信月間」記念中央式典における表彰

● 「電波の日」総務大臣表彰

- 個人**
 - 大久保 千代次 一般財団法人 電気安全環境研究所 電磁界情報センター 所長
 - 城所 賢一郎 株式会社 東京放送ホールディングス 顧問
 - マリオ・モンテホ フィリピン共和国 科学技術大臣
 - 森川 博之 東京大学 先端科学技術研究センター 教授
- 団体**
 - 花王 株式会社 (代表取締役社長執行役員 澤田 道隆)

● 「情報通信月間」総務大臣表彰

- 個人**
 - 尾家 祐二 九州工業大学 理事・副学長(大学改革・教育・情報担当)
 - 清原 慶子 三鷹市長
 - 小宮山 宏 株式会社 三菱総合研究所 理事長、プラチナ構想ネットワーク 会長
 - 坂庭 好一 東京工業大学 名誉教授、前電気通信紛争処理委員会 委員長
 - 秦野 一憲 株式会社 中海テレビ放送 代表取締役社長、一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 副理事長
 - 舟田 正之 立教大学 法学部 名誉教授
 - 渡辺 捷昭 トヨタ自動車 株式会社 相談役
- 団体**
 - 一般財団法人 衛星測位利用推進センター(SPAC) (理事長 岡部 篤行)
 - 株式会社 ティ・エス・エス・プロダクション (代表取締役社長 川上 伸一)
 - 徳島県 (知事 飯泉 嘉門)

● 「地域発デジタルコンテンツ」総務大臣奨励賞

- 北海道旭川工業高等学校KBS旭工放送局
- 水井 翔
- 佐野 亜紀
- 永田 孟大
- 愛媛県立今治西高等学校放送部
- 小渡 拓海・大城 隆次・金城 毅・玉城 美風・宮里 舞 (総合学園ヒューマンアカデミー那覇校)

● 「オープンデータ・アプリ」総務大臣奨励賞

- 株式会社 博報堂アイ・スタジオ
- 松田 裕貴・新井 イスマイル (明石工業高等専門学校)

● 情報通信月間推進協議会会長表彰

- 志田林三郎賞**
 - 鈴木 陽一 東北大学 電気通信研究所 教授・情報シナジー機構長
- 情報通信功績賞**
 - 近藤 則子 老テク研究会 事務局長
 - 広岡 淳二 一般社団法人 九州テレコム振興センター 専務理事
 - 米田 剛 特定非営利活動法人 地域情報化モデル研究会 代表理事

(敬称略)

6月2日、帝国ホテルにて
記念中央式典を開催



中央式典の様子



表彰の様



式辞を述べる上川総務副大臣

総務省では、第64回「電波の日」(6月1日)及び平成26年度「情報通信月間」(5月15日～6月15日まで)にあたり、6月2日に帝国ホテルで行われた記念中央式典において、「電波の日」総務大臣表彰、「情報通信月間」総務大臣表彰を行いました。これらの表彰は、電波利用の発展や情報通信の発展に貢献した個人及び団体に対して行うものです。また、各地域において素晴らしい作品を制作し、今後の層の創作活動が期待される方々に「地域発デジタルコンテンツ」総務大臣奨励賞を、今後のオープンデータの更なる普及につながる創作活動が期待されるアプリケーション制作者に「オープンデータ・アプリ」総務大臣奨励賞を授与しました。

なお、そのほかに、情報通信月間推進協議会会長から、情報通信の発展に貢献した個人及び団体に対する表彰が行われました。

平成26年度
「電波の日・情報通信月間」
表彰・イベントが行われました。

6月1日は「電波の日」です。また、毎年5月15日から6月15日までは「情報通信月間」としています。総務省では6月2日(月)に記念中央式典を開催し、電波利用又は情報通信の発展に貢献した個人・団体や、デジタルコンテンツ及びオープンデータの今後の創作活動が期待される方々への表彰を行いました。

関東

総合通信局管内

ワイヤレス・テクノロジー・パーク2014

5月28日(水)~30日(金) / 東京ビッグサイト(東京都江東区)

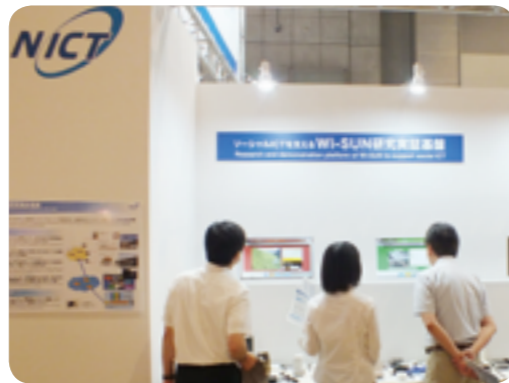
ワイヤレステクノロジーパーク2014
WIRELESS TECHNOLOGY PARK 2014



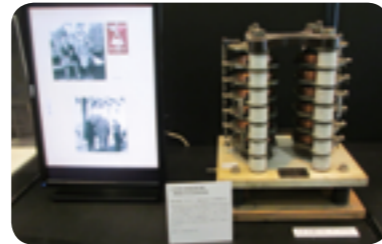
上川総務副大臣の開会式ご挨拶

「スマート社会を支えるワイヤレス技術」をメインテーマとして開催された本イベントは、今年で第9回目を迎え、数万人の来場がありました(主催:YRP研究開発推進協会等)。

センサーネットワーク・ビッグデータを活用した社会・産業の課題解決などによる、電波・無線通信技術の今後の方向性や、産学連携活動や無線通信の歴史などを展示・セミナーで紹介し、好評を博していました。



WISUNを利用したセンサーネットワークの構築



歴史展示:大阪万博アルバムと瞬滅火花式放電電極

近畿

総合通信局管内

4Kフェスタ2014

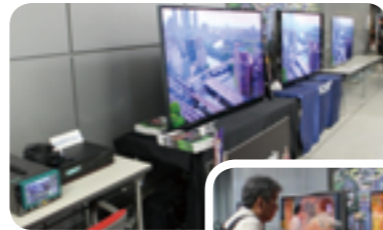
5/22(木) / 関西テレビ本社 アリーナスタジオ(大阪市北区)

月間ニューメディア発行人の天野昭氏、NexTVフォーラム事務局長の本橋圭哉氏による4K&8Kスーパーハイビジョンに関する基調講演をはじめ、開発メーカー等による技術セミナーが開催されました。

また、4Kシアター等の実物展示には、来場者も熱心に見入っており、その高画質・高機能さに感心する声が聞かれました。



基調講演



機器展示



実物をじっくり拝見!

四国

総合通信局管内

ライブメディアコーディネータスキルアップ講座

5月25日(日)、27日(火)~29日(木) / 情報通信交流館e-とぴあ・かがわ(香川県高松市)

一般社団法人まちテレの主催で開催された本講座には、幅広い世代の男女が参加し、人などの動きをコンピューターに取り込むモーションキャプチャを使ったCGアニメーションの作成や、ラジコンヘリコプターを用いた空撮及び4K撮影等の技術について学びました。

また、最新のインターネット配信用機器等の展示も行われ、映像伝送技術に関して理解を深めていただきました。



モーションキャプチャにより、CGキャラクターが人の動きにあわせて動作



技術講習



配信装置などの展示

全国各地で開催された

情報通信月間イベント

平成26年度の情報通信月間では、「夢がひろがる、未来へつながる、ICTスマートライフ」をテーマに、全国各地で情報通信に関する様々な行事が開催されました。そのいくつかの様子をご紹介します。



東北

総合通信局管内

ICT推進フェア2014 in 東北

5月28日(水)~29日(木) / せんだいメディアテーク(宮城県仙台市)

東北総合通信局は、「ICTで築く災害に強い安心・安全・元気な街づくり」をメインテーマに、東北情報通信懇談会等との共催により、本フェアを開催しました。

特別企画セッションでは、「ICT利活用による災害に強い復興街づくり」をテーマに、東日本大震災当時の問題点や課題、具体的な取り組みについて、プレゼンやパネルディスカッションを行いました。その際、新世代通信網テストベッド(JGN-X)により、ライブ中継で、岩手県立大学・高知工科大学・本会場が参加しての意見交換を行いました。

展示ブースでは、東日本大震災の経験を踏まえて研究開発された災害に強い情報通信システムや、ICT超高齢社会づくり推進事業でも活用検討しているパーソナルモビリティ(小型電気自動車等)など、安全・元気な街づくりに有用なシステム等に関する機器展示やデモンストラーションを行いました。



3会場間を結んでのパネルディスカッション



ICT超高齢社会づくり推進事業の紹介
小型電気自動車「ソフトQカー」



小型無人中継飛行機と持ち運び可能な通信機器を組み合わせた「災害時無線中継伝達システム」等



平成27年 国勢調査について、概要をご説明します。

- ✓ **調査の期日** 平成27年10月1日現在で実施します。
- ✓ **調査の対象** 平成27年10月1日現在、日本国内にふだん住んでいるすべての人(外国人含む)及び世帯を対象とします。
- ✓ **調査事項**
 - ◆ **世帯員について**：「男女の別」、「出生の年月」、「配偶者の有無」、「就業状況」、「従業地又は通学地」など13項目
 - ◆ **世帯について**：「世帯員の数」、「住居の種類」、「住宅の建て方」など4項目
- ✓ **調査の流れ** 国勢調査は、下の図に示す流れで実施します。
調査は、調査票の配布に先行して調査員が各世帯を訪問し「インターネット回答の利用案内」を配布した後、インターネットによる回答のなかった世帯にのみ調査票を配布する方法で行われます。
調査完了後は、すべての調査票が総務省(統計局)に集められ、独立行政法人統計センターで集計されます。



国勢調査員の仕事内容は、大きく5つです。

- 1 調査員説明会に参加
- 2 担当する地域の確認
- 3 調査についての説明と調査書類の配布
- 4 調査票の回収
- 5 調査票の整理と提出

熱意あるあなたのご応募をお待ちしています。



国勢調査員として、調査業務に理解と熱意をもって従事していただける、原則20歳以上の方を募集しています。国勢調査員の身分は、総務大臣に任命される非常勤の国家公務員です。業務期間は平成27年8月下旬から10月の予定です。薄謝ではありますが、報酬も支給されます。



平成27年、5年に一度の国勢調査が実施されます。

国勢調査員になりませんか。

詳しくは、お住まいの市区町村の窓口まで、お問い合わせください。

国勢調査 2015

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な、大切な調査です。市区町村では、いま「国勢調査員」として、調査業務に熱意をもって従事していただける、20歳以上の方を広く募集しています。

国勢調査は、日本の最も重要な統計調査。

国勢調査は、日本の国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法という法律に基づいて5年に一度実施されます。国勢調査の結果は、福祉施策や生活環境整備、災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせないさまざまな施策の計画策定にも利用されます。

国勢調査員は、調査の成功に欠かせません。

日本の国内に住むすべての人が参加する国勢調査は、国を挙げての一大プロジェクト。国勢調査員は、プロジェクトの成功を左右する大きな役割を担っています。といっても、難しくはありません。受持ち地域の世帯に調査書類を配布し、記入後にそれを回収していただくのが主な仕事です。この国の未来のために、ぜひ、あなたの力を貸してください。

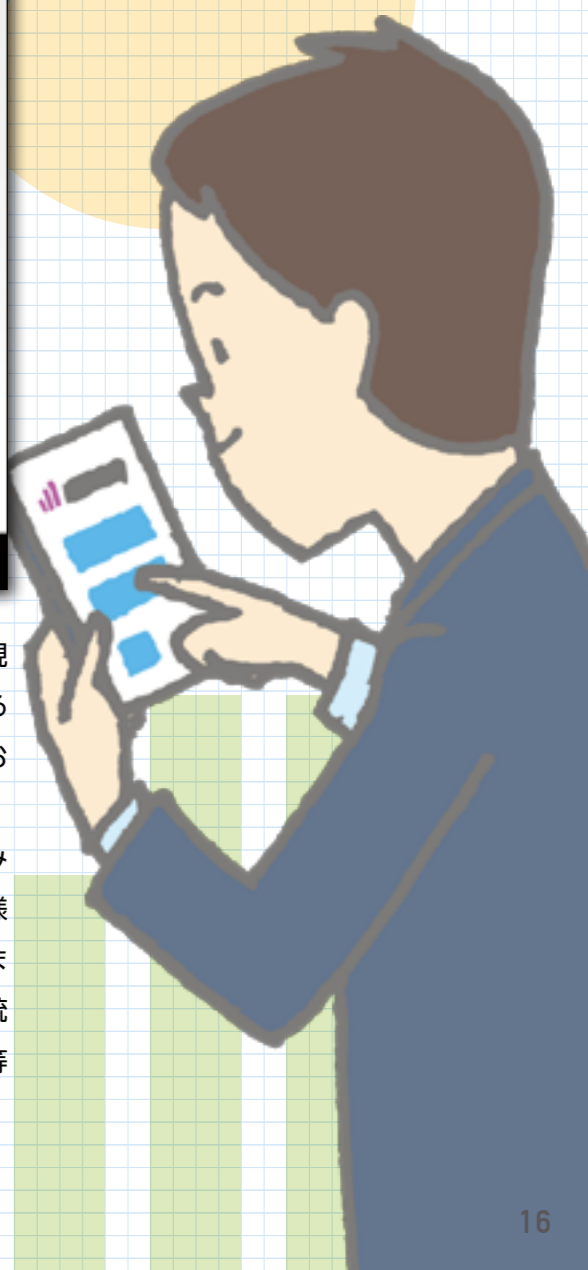
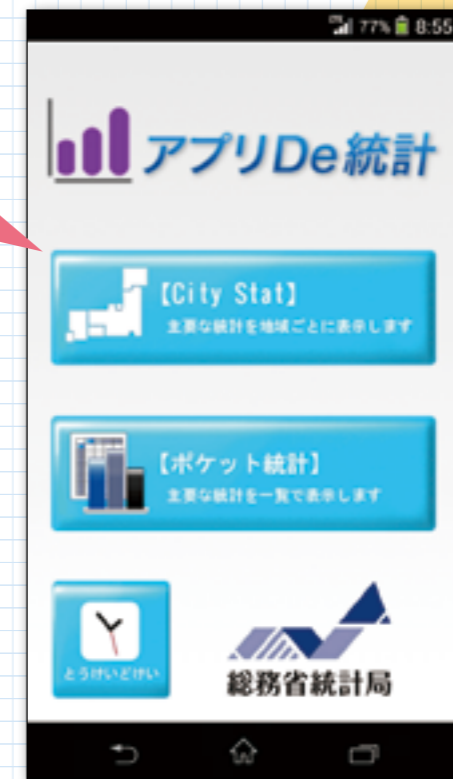


「アプリDe統計」の機能

アプリDe統計の提供開始!

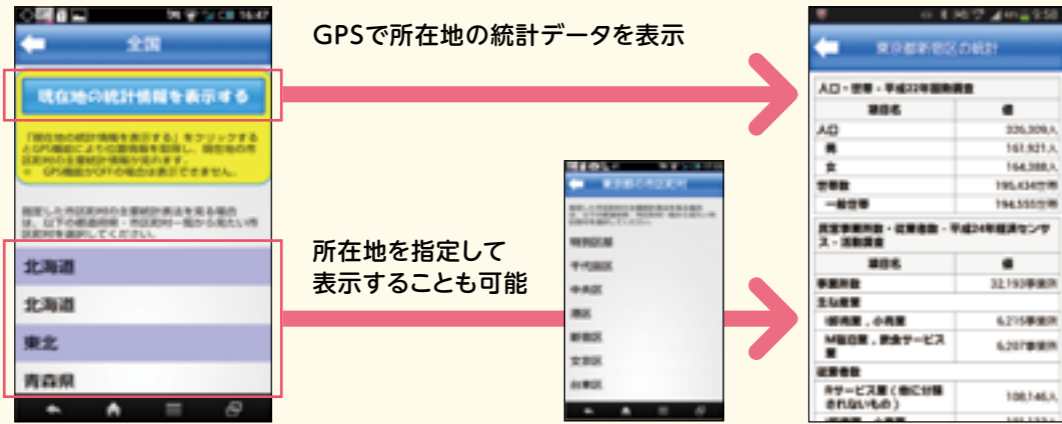
[スマートフォンによる統計情報提供アプリ]

「アプリDe統計」の提供開始



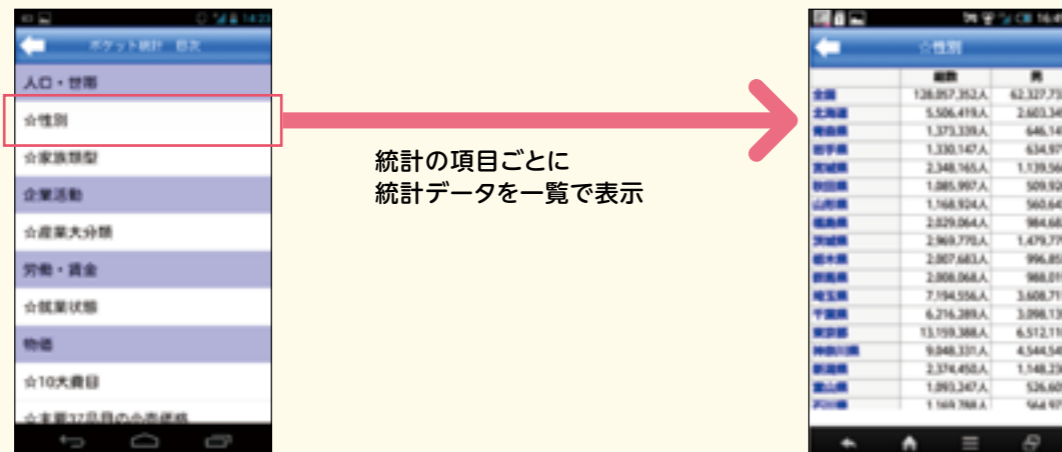
1 City Stat

今、自分がいる場所の市区町村の統計データを、スマートフォン・タブレット端末のGPS機能とAPI機能を連動させ表示する機能



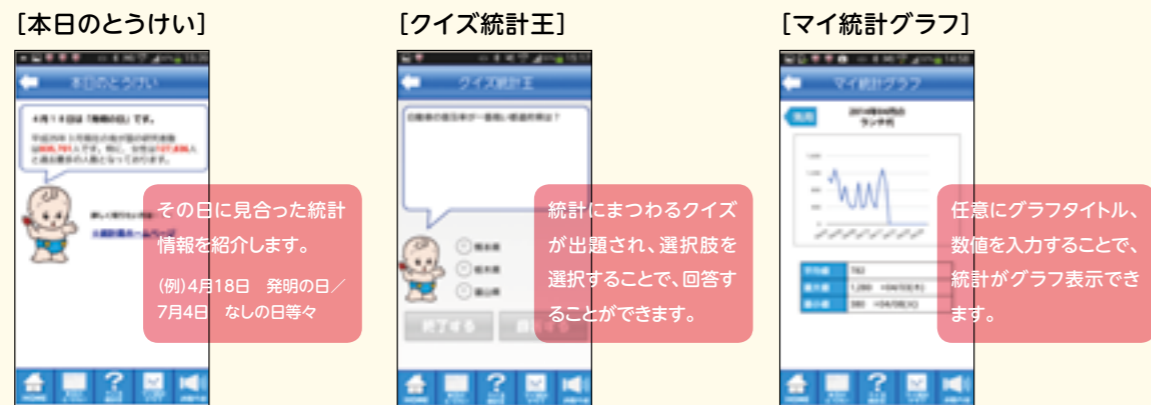
2 ポケット統計

基本的な統計データを手軽に表示する機能



3 とうけいどけい

様々な日にちなんだ統計情報や統計にまつわるクイズ、ちょっとした統計グラフを作成する機能



総務省統計局及び独立行政法人統計センターは、統計におけるオープンデータの高度化に取り組んでおり、その一環として、広く国民の皆様は統計の有益性や便利さを実感していただけるよう、スマートフォンによる統計情報アプリ「アプリDe統計」を4月15日より提供開始しました。

今回の「アプリDe統計」は、統計データを機械的に取得することが可能なAPI機能の試行提供開始により実現したもので、スマートフォンで統計データを身近に感じ、利用していただけるよう「City Stat」、「ポケット統計」、「とうけいどけい」の3つの機能を備えています。

今回は試行版ということでAndroid®OS 4.0.3以上のスマートフォンのみ利用可能であり、提供データも総務省統計局の統計のみですが、今後、皆様のご意見やご要望も踏まえ、利用範囲等の更なる改善・改修を行ってまいりますので、ぜひ「アプリDe統計」をご利用いただき、Google Play「アプリDe統計」のレビューもしくは、[電子メール \[stat-api@soumu.go.jp\]](mailto:stat-api@soumu.go.jp)にご意見をどしどしお寄せください。

※ Androidは、Google Inc.の商標です。



平成
26年度

行政評価局調査 [新規テーマ]

国の債権管理等

債権管理の厳正な運用、効率的・効果的な債権管理事務の実施等に資するために、国の債権の発生・消滅状況、債権管理実務マニュアルの整備状況、同マニュアルに基づく債権管理事務の実施状況、滞納の拡大防止対策の実施状況等を調査します。

職業能力開発の効果的な実施

職業能力開発の効果的な実施を推進するために、公共職業訓練、求職者支援訓練及び助成金を活用した雇用型訓練の実施状況やジョブ・カードの活用状況等を調査します。

社会資本の維持管理及び更新 (鉄道施設の保全対策等)

鉄道施設の効率的・計画的な維持管理等に資するために、鉄道事業者における鉄道施設の保全対策等の実施状況、鉄道事業者における安全確保対策の取組状況及び国における鉄道事業者に対する指導、監査等の実施状況等を調査します。

再生可能エネルギーの 利用促進

再生可能エネルギーの利用促進に資するために、固定価格買取制度の運用状況、再生可能エネルギー関連補助事業の実施状況、再生可能エネルギーに係る規制の状況及び地方公共団体の取組状況等を調査します。



自動車運送事業における 事故防止対策

自動車運送事業者に対する安全対策の徹底、自動車運送事業者における運輸安全マネジメント制度の推進など、安全管理の実効性の確保に資するために、自動車運送事業者における事故等の発生状況、自動車運送事業者に対する安全確保対策の実施状況等を調査します。

グローバル人材育成に資する 海外子女・帰国子女等教育

グローバル人材の育成に資するために、海外子女及び帰国子女に対する教育の状況等を調査します。



家畜伝染病対策

家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守状況及び都道府県による指導等の実施状況、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの防疫の実施体制の整備状況等を調査します。

世界文化遺産の 保存・管理

世界文化遺産の持続的な保存・管理に資するために、世界文化遺産の保存・管理の状況、保存管理計画の策定状況等を調査します。



地下街等地下空間利用施設の 安全対策等

地下空間利用施設の総合的な安全対策等に資するために、地下街における施設の維持管理等の実施状況、各種法令等に基づく安全対策の実施状況、地下街等地下空間利用施設の安全対策に関する関係機関等の連携状況等を調査します。

廃棄物処理施設整備の 有効性及び効率性の確保

廃棄物処理施設整備の効果的かつ効率的な実施に資するために、廃棄物処理施設整備事業による施設の整備状況及び稼働・維持管理状況、循環型社会形成推進地域計画で示された目標の達成状況及びその評価の実施状況、廃棄物処理施設整備に係る費用対効果の状況及びストックマネジメントの導入状況等を調査します。

平成26年度

行政評価等プログラム を決定しました!

行政評価局は、「行政評価局調査」、「政策評価の推進」及び「行政相談」という機能を担い、これらの総合発揮により、行政の制度、運営等の見直し、改善に取り組んでいます。

1 行政評価局調査

平成26年度は、新たに10本の全国規模の調査に着手します。(左頁参照)。また、行政機関の動向や社会的な問題の発生状況等について、常時、情報を収集・整理・分析し、行政上の課題を把握するとともに、早急に改善を要するものについては、緊急・臨時に調査を実施します。

さらに、全国の管区行政評価局、行政評価事務所等でも、各地域における行政上の問題について具体的改善を図るための調査を実施します。

2 政策評価の推進

目標管理型の政策評価の適切な実施の推進を図るため、行政事業レビューとの連携や標準化・重点化の視点から実施状況を把握・分析し、得られた知見を各府省と共有します。

また、租税特別措置等、規制及び公共事業に係る政策評価について、重点化を図りつつ点検を実施するとともに、各行政機関の取組を着実に推進する観点から、目標管理型の政策評価の点検を新たに実施します。

さらには、各府省の政策評価に関する情報を一か所で把握できる「政策評価ポータルサイト」の機能を拡充し、国民への説明責任の徹底に取り組みます。

3 行政相談

実際の行政運営の中で「国民が困っていることをどう解決するか」という問題意識を常に持ちつつ、行政相談活動を展開します。このため、行政相談への対応能力の更なる向上を図るとともに、全国約5,000人の行政相談委員との協働を一層推進することにより、行政の制度・運営の改善を求める国民の声を積極的に把握します。

また、行政相談による改善事例の積極的な発信など一層効果的かつ効率的な広報活動を展開します。

行政評価等プログラムとは?

行政評価局は、①各府省の業務の実施状況について、全国的規模の調査により、課題や問題点を把握・分析し、改善勧告を行う「行政評価局調査」、②政策評価に関する基本的事項の企画立案や各府省が行う政策評価の推進・点検といった「政策評価の推進」、③国民からの行政に関する相談を受け付け、関係機関へのあせんにより改善を促す「行政相談」といった業務を実施しています。

「行政評価等プログラム」は、こうした行政評価局の業務を重点的・計画的に実施するため、中期的な業務運営方針として策定しているもので、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、毎年度見直し・改定を行っています。

※複数府省にまたがる政策の評価を行う「政策評価」と、各府省の業務の実施状況の評価を行う「行政評価・監視」の総称。



つが「きりたんぼ」。ここ鹿角市が発祥の地といわれています。そもそも山仕事をする人たちの間で、残り飯を杉の細木に巻き付け、くるみ味噌を塗って火にあぶって食べていたそうです。この地を訪れた南部藩の役人が初めて振る舞われてその美味しさに感心し、形が槍のたんぼ(鞘)に似ていることから名づけられたと伝えられています。きりたんぼといえば、地鶏肉やたつぷりの野菜、茸などと一緒に煮込む鍋。その深みのある味わいは、鹿角市の冬に欠かせない名物となっています。

わが町 自慢

秋田県を代表する味覚のひとつ

秋田県 鹿角市

地方のかがやき

伝統を育み続ける情熱と豊かな自然があふれる伝説の里に今、新たなチャレンジスピリッツの息吹が吹き込まれています。



PROFILE
 人口...33,499人(平成26年5月末現在)
 面積...707.34km²
 H P...http://www.city.kazuno.akita.jp/

鹿角市の歴史

鹿角市は、秋田県の最北東部、北東北3県のほぼ中央に位置しています。市内には東北自動車道の2つのインターチェンジがあり、盛岡市や青森市などの主要都市と1時間圏内で結ばれています。この地域は、かつて三戸南部氏の領土であり、鉱山資源やムラサキ草の染物、細布という織物などの特産品が生まれました。明治4年に秋田県に編入され、昭和47年に4つの町村(花輪町、十和田町、尾去沢鉱山、八幡平村)が合併して現在の鹿角市が誕生しました。北に十和田、南に八幡平の国立公園があり、豊かな自然に恵まれるとともに、いくつもの無形民俗文化財を有するなど古くからの文化が伝わる地域でもあります。

一人ひとりの繋がりを大切に、交流資源を掘り起こし発信する『共動』のまちづくり

体験交流プログラム 伝説の里かづの体感 泊覧会「でんぱく」

十和田湖や八幡平など悠久の自然に囲まれ、かつて日本最大級といわれた尾去沢鉱山とともに古くから栄えた鹿角市は、伝説や民話の里でもあります。そんな鹿角の魅力をじっくり楽しむ体験交流プログラムが、『伝説の里かづの体感泊覧会「でんぱく」』です。

この「でんぱく」は、「オンパク」と呼ばれる地域活性化手法を取り入れて、鹿角市の地域資源を利用するイベントです。若者からお年寄りまでさまざまなバックボーンをもつ市民が「語る部(ガイド)」となり、同市の魅力を素材に



「でんぱく」ロゴマークとパンフレット

「でんぱく」効果① 民話から山歩きまで 多彩なプログラム

民話を聞く集いから山歩き、森林セラピー、さらには蕎麦打ちや造り酒屋での丁稚体験まで、そのプログラムも多種多彩です。例えば「山かげから見た尾去沢鉱山の

した体験プログラムをつくり、参加者と交流します。平成24年春、同市から委託を受けたかづの観光物産公社が事務局となり、約30名の市民が集まってワークショップがスタート。みんなで知恵を出し合い、人と人とのつながりを作る手法の研究や埋もれている魅力の掘り起こしを行いました。そうして50ものプログラムが誕生して同年初めての「でんぱく」が実施され、予想を上回る341名の参加者が集まりました。

また、「草木染めで遊ぶ」は、かつて地域で盛んだったムラサキ草の染物の伝統技法を体験するもの。市民が興味で行っていた草木染めが数多くの参加者とともにに広がり、現在では研究会や工房が立ち上がるまでになっています。



産業遺産尾去沢鉱山「山かげ」を知る

※1 「共動」とは、市民、自治会、行政など様々な主体が責任と役割を認識しながら、共に活動を進めることを表しています。
 ※2 「オンパク」とは、「温泉泊覧会」の略語で、プログラムと呼ばれる体験交流型イベントを一定期間開催するものです。

郷土EYE

3つの 国重要無形 民俗文化財



花輪ばやしの様子

鹿角市は古くから豊かな文化を継承してきた地域であり、国重要無形民俗文化財として3つが指定されている全国でも珍しい市町村です。その3つとは、ユネスコ無形文化遺産にも登録された「大日堂舞楽」、約400年の歴史をもつ「毛馬内の盆踊」、そして日本三大ばやしのひとつに数えられる「花輪祭の屋台行事(花輪ばやし)」。

なかでも鹿角の人々が並々ならぬ情熱を注ぐ「花輪ばやし」は、花輪地区の総鎮守「幸稲荷神社」の祭典にあたって奉納される祭礼囃子です。8月19・20日の2日間、各町内から10台の屋台が出て、競演を繰り広げます。「雅」を極める豪華絢爛な屋台、鳴り響く囃子、沸き上がる歓声。毎年多くの観光客が訪れ、鹿角市の短い夏を彩る祭です。



ジャンプ台から鹿角市スポーツ施設を望む



尾去沢鉱山の選鉱場跡

古を辿り、受け継ぎながら、常に新しいまちの魅力づくりにチャレンジする鹿角市には、未来への活力があふれています。



国登録有形文化財「渡部家(資料館)」で語らう



苔むした300段の石段とともに「月山神社、毛馬内富士」を登る

これまで「でんぱく」の参加者の約9割は市民の人たち。参加後のアンケートには「楽しかった!」というコメントが数多く寄せられ、地元の魅力を再発見して、地域の活性化に結びついています。そして今後のテーマは、このような多彩な魅力を広く発信して、滞在型の観光資源として育てていくこと。すでに旅行会社などと連携した企画も進んでおり、市民とともに立ち上がった「でんぱく」は着々と前進しています。

「でんぱく」効果②
埋もれていた魅力を
新たな観光資源に



平成25年の秋は、女性向けのイベントを強化するなどプログラムのブラッシュアップを行いました。さらに「ほかの季節も魅力がたくさん」という市民の声を生かして、「月イチ! でんぱく」も実施しました。3年目となる今年は、子ども向けの企画を増やすとともにイベントの質にもこだわり、40のプログラムを揃えています。



鹿角きりたんぽFMのパーソナリティの皆さん

鹿角市の観光イメージキャラクター「たんぽ小町ちゃん」



「きりたんぽ」発祥の地である鹿角市では、観光イメージキャラクターの「たんぽ小町ちゃん」をはじめ、コミュニティ放送局の愛称(ステーションネーム)やロゴマークに「きりたんぽ」が使用されています。ユニークなネーミングの「鹿角きりたんぽFM」。鹿角市が機材購入資金を補助するなどの支援を行い、平成25年10月8日「鹿角の元気にスイッチオン!」のキャッチフレーズとともに放送を開始しました。同局は、市のほぼ全世帯をカバーするコミュニティ放送で、地元密着型の情報発信が特色です。音楽はもちろん、記者が独自に取材する地元のニュース、料理、農業や園芸の情報など、番組も盛りだくさん。市による行政放送番組のほか、災害時には公共機関の緊急放送も行います。スタートしてまだ半年余りですが、早朝からチャンネルを合わせる市民も多く、日常でも災害時でも市民を結びコミュニティ放送として期待されています。

地域密着のコミュニティ放送
「鹿角きりたんぽFM」



浅利純子杯争奪鹿角駅伝大会の様子



まちなかを会場に行われるサマーノルディックスキー大会の様子



公式競技も行われる全日本スキー連盟公認のジャンプ台

鹿角市は古くからスポーツが盛んで、「スキーと駅伝のまち」としても知られています。ゲレンデ、クロスカントリーコース、ジャンプ台4基を備えた花輪スキー場など市内に3つのスキー場があり、今年で67回を数える「十和田八幡平駅伝競走全国大会をはじめ駅伝大会も多く開催しています。このような恵まれた環境を生かして、大人から子どもまで多くの市民がスポーツに親しんでおり、日本を代表するアスリートも輩出しています。年間を通じて、スポーツ合宿や大会等のイベント誘致により、交流人口を拡大することで地域の活性化を図っています。

スキーと駅伝のまち
スポーツ振興による
まちづくり

平成27年、5年に一度の国勢調査が実施されます。

あなたも、 国勢調査員に なりませんか。

あなたの活躍が、
日本の未来をつくります。
本当です。

詳しくは、
お住まいの市区
町村の窓口まで、
お問い合わせ
ください。

国勢調査2015

平成26年 全国消費実態調査のお知らせ 平成26年9月～11月調査実施



総務省統計局・都道府県・市区町村 からののお知らせです

